令和3年度 京都大学研修員〈人間・環境学研究科〉志願者 各位

研修員になるには受入教員を通じて申請書類を提出し、研究科教授会の議を経て研究科の許可を 受けることが必要です。

- 1. 研修員になるための資格
 - 1)次のいずれかの資格を満たす必要があります。
 - 博士学位取得者
 - ・博士研究指導認定(見込み)者
 - ・研究科において上記の者と同等以上の学識を有すると認められた者
 - 2) 有職者についても、勤務先所属長の承諾書(本学所定様式)と本人の確約書(本学所定様式)の提出を条件に研修を認める場合があります。ただし、研修員の服務は本学職員に準ずることに留意してください。

*中高教員、他大学教員が京都大学で研修する制度は他に定めがありますので、お問い合わせください。

- 2. 研修期間について
 - 1)研修期間

研修期間は最長1年までの任意の期間です。ただし、当該年度を超えることはできません。

2) 研修期間の延長

1年以内に限り延長が認められる場合があります(入学料の納入は不要です)。ただし、改めて研究科教授会の議を経て、研究科の許可を受ける必要があります。

*令和3年4月からの延長(継続)開始希望者は、令和3年1月29日(金)までに必要書類(以下、3.参照)を提出してください。

3) 研修期間の上限

延長が許可された場合でも研修期間は通算2年が上限です(過去の研修期間、他部局での研修期間も通算されます)。2年を超える場合は、新たな研修題目のもと新規受入の扱いとなり、入学料の納入が必要となります。

3. 必要書類について

下記の書類のうち■は必須、□は該当者のみ提出してください。

- ■研修志願書〈所定様式〉
- ■履歴書〈所定様式〉
- □業績一覧表(A4縦、記載様式随意):(博士の学位を持たない志願者は提出が必要です。)
- □研修計画書(A4縦、記載様式随意):(博士の学位を持たない志願者は提出が必要です。)
- □学位取得証明書、または研究指導認定(見込み)証明書:

(本学人間・環境学研究科博士後期課程の出身でない新規の志願者は提出が必要です。)

□在留資格を確認できる書類(在留カードの写し〔両面〕等):

(外国籍の志願者は提出が必要です。)

4. 申請用紙の請求、申請書類の提出先

人間·環境学研究科棟1階事務室

電話: 075-753-6536(担当:南川)

5. 必要書類提出期限

令和3年4月に研修開始の場合:令和3年1月29日(金)【締切厳守】

令和3年5月~令和4年3月に研修開始の場合:受入開始日の2か月前

- 6. 入学料・研修料について(令和2年度の実績です。令和3年度の改定については未定です。)
 - ・入学料 (新規の方のみ) 84.600 円
 - 研修料(月額) 29,700円

令和2年11月27日